

4. 施設・居住・住まい

4-1 介護保険・老人福祉施設等の種類

事業名		施設の概要	費用負担	
【介護保険施設等】	入所・居住施設	介護老人福祉施設	原則として65歳以上の者で、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者に対し①入浴・排せつ・食事等の日常生活の世話、②機能訓練、③健康管理、④療養上の世話を行う入所定員が30人以上の施設(※1) 介護法8⑦	利用料1割(2割又は3割負担) 食費・居住費負担 日常生活費負担
		地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設は、できるだけ居宅の生活への復帰を念頭に置いて上記のサービスを行う入所定員が29人以下の施設(※1) 介護法8⑦	
		介護老人保健施設	病状が安定期にあり、前述のサービスを必要とする要介護者に対し①看護、②医学的管理下での介護、③機能訓練等の必要な医療、④日常生活上の世話を行うことを目的とした施設 介護法8⑧	
		介護療養型医療施設	療養病床等をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、①療養上の管理、②看護、③医学的管理下の介護の世話、④機能訓練等の必要な医療を行う施設 平成18年法律第83号改正前の介護法48①三 旧法8条26項	
		介護医療院	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設 介護法8⑨	
	利用施設	認知症対応型共同生活介護	原則として65歳以上の者で、居宅の要介護者であって、認知症であるものについて①入浴・排せつ・食事等の日常生活の世話、②機能訓練を行うために共同生活を営む住居 介護法8⑩	利用料1割(2割又は3割負担) 食費・居住費負担 日常生活費負担
		通所介護	原則として65歳以上の者で居宅の要介護者であり、日帰りで施設に通ってもらい、①入浴・排せつ・食事等の日常生活の世話、②機能訓練を行う利用定員が19人以上の施設(※2) 介護法8⑦	
		地域密着型通所介護	地域密着型通所介護は、上記のサービスを行う利用定員が18人以下の施設(※2) 介護法8⑦	
		認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護は、要介護者であって、認知症であるものについて上記のサービスを行う(※2) 介護法8⑩	
		短期入所生活介護	原則として65歳以上の者で、養護者の疾病その他の理由によって、居宅で介護を受けることが、一時的に難しくなった在宅の要介護者を短期間入所させ、①入浴・排せつ・食事等の日常生活の世話、②機能訓練を行う(※3) 介護法8⑨	
【老人福祉施設】	入所施設	小規模多機能型居宅介護	原則として65歳以上の者で、居宅の要介護者について、その者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、その者の選択にもとづき、居宅、又は施設への通所や短期間の宿泊を組み合わせて、①入浴・排せつ・食事等の日常生活の世話、②機能訓練を行う 介護法8⑯	利用料1割(2割又は3割負担) 食費・宿泊費負担 日常生活費負担
		特別養護老人ホーム	介護保険法の指定を受け、※1のサービスを提供する施設 老福法20の5	利用料1割(2割又は3割負担) 食費・居住費負担 日常生活費負担
		養護老人ホーム	おおむね65歳以上の者で、環境上及び経済的理由で、居宅での介護が困難な者に対し、その者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設 老福法20の4	負担能力に応じた費用徴収(本人・扶養義務者)
		軽費老人ホーム【A型】	原則として60歳以上の者で、身寄りがいないか家庭の事情等により家族との同居が困難な者で基本利用料の2倍程度以下の収入である者に対し、食事等の日常生活上の必要な便宜を提供する施設 老福法20の6	生活費は自己負担 事務費は負担能力に応じて減額
		軽費老人ホーム【ケアハウス】	原則として60歳以上の者で、身体機能の低下が認められ又は高齢等のため独立して生活するには不安があると認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者に対し、食事等の日常生活上の必要な便宜などに加え、介護が必要になった場合には介護サービスを受けることができる施設 老福法20の6	生活費・管理費は自己負担、 事務費は負担能力に応じて減額
	利用施設	老人デイサービスセンター	介護保険法の指定を受け、※2のサービスを提供する施設 老福法20の2の2	利用料1割(2割又は3割負担) 原材料費等の実費
		老人短期入所施設	介護保険法の指定を受け、※3のサービスを提供する施設 老福法20の3	利用料1割(2割又は3割負担) 食費・居住費負担 日常生活費負担
		老人福祉センター	地域の高齢者に対し各種の相談に応じ、また、教養の向上及び心身の健康の増進を目的とし、レクリエーション等のための場を総合的に提供する施設 老福法20の7	原則として無料
		生活支援ハウス	高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設 平12.9.27 老発655 厚生省老人保健福祉局長通知	(居住)所得に応じ費用負担 (デイ)原材料費等の実費は自己負担
		その他高齢者	居住施設	有料老人ホーム
サービス付高齢者向け住宅	有料老人ホームであって居住の用に供する専用部分を有しており、ケアの専門家による安否確認や状況把握サービス、生活相談サービス等を提供するバリアフリー化された賃貸住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律5			全額自己負担
利用施設	シルバーハウジング		高齢者の単身世帯、高齢者のみからなる世帯又は高齢者夫婦世帯であって、独立して生活するには不安があると認められるが、自炊が可能な程度の健康状態である者を入居対象者とし、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様がほどこされた集約的建設に係る公的賃貸住宅 老発114号 厚生省老健局長通知	家賃相当額自己負担
老人休養ホーム	景勝地、温泉地等の休養地において、老人に対し低廉で健全な保健休養の場を与え、もって心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 昭40.4.5 社老第87号	全額自己負担		